

令和 7 年 度

佐賀県事務マネジメント評価報告書
審査意見書

佐賀県監査委員

監 査 第 4 3 0 号
令和 8 年 8 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県監査委員	久 保 山 善 生
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	坂 口 祐 樹

令和 7 年度佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付されたこのことについて審査した
結果、次のとおり意見を提出します。

令和7年度佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和7年度佐賀県事務マネジメント評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

報告書に記載された「評価手続」及び「評価結果」は適切か。

3 審査の実施内容

「佐賀県監査基準」及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省策定（令和6年3月改定））Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。審査に際しては、定期監査その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

報告書について、上記により審査した結果、「評価手続」及び「評価結果」に係る記載は相当である。

（所感）

事務マネジメント制度の開始から6年が経過し、この間、各所属における事務上のリスクに応じた取組が進められてきたことは評価できる。一方、業務レベルにおいては、運用上の重大な不備が見受けられ、定期監査においても重要な指摘事項が確認されるなど、未だに「佐賀県事務マネジメントに関する方針」に掲げる目的等が十分に浸透しているとは言い難い。

全庁的な改善に向けて、組織としてのチェック体制の強化、職員研修の実施等に取り組まれているところであるが、職員一人ひとりに対し、制度の周知徹底と定着を図るとともに、発生した不備の原因や対応策を組織全体で検証・共有することで、適正な事務の執行につなげられたい。

れい わ ねん ど さ が けん じ む ひょう か ほう こく しょ しん さ い けん しょ
令和7年度 佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見書

作成 佐賀県監査委員 久保山善生 荒木敏也 角貞樹 坂口祐樹
令和8年(2026年)8月24日決定

発行 佐賀県監査委員事務局
佐賀県佐賀市城内一丁目6-5 佐賀県庁南館(〒840-8570)
0952-25-7243
kansai@pref.saga.lg.jp
www.pref.saga.lg.jp/list02287.html
令和8年(2026年)9月28日掲載

